

こども性暴力防止法の 認定等の表示について

認定等

論点⑤ 認定等の表示

- 法第23条第1項においては、認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものに、内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を付することができることとされており、当該表示を付することができる対象物（広告等）について、内閣府令で定める必要がある。

前提・考え方

- 内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）については、デザイン案の策定に先立ち、そのコンセプトや備えるべき機能を検討する必要がある。
- また、法第23条第1項の「認定等事業に関する広告その他内閣府令で定めるもの」の対象物を検討するに当たっては、
 - ・ 認定事業者等と外部の接点となる場所・機会を通じて、広く表示できるようにすることが適当である一方、
 - ・ 適正活用の観点を踏まえ、ガイドラインに記載する具体例については、引き続き精査するとしている。（第4回までの議論）

対応案

- 認定マークのコンセプトや備えるべき機能について、どのような方向性が考えられるか。
 - コンセプト（イメージ）
 - ・ みんなで子どもを守る
 - ・ 子どもに対する性暴力等は絶対に許さない
 - 備えるべき機能（イメージ）
 - ・ 性被害防止に限定した認定であることが分かる（事業そのものの質・内容等を国が認定したかのような誤解を与えない）
 - ・ 子どもでも判別しやすい
 - ・ 拡大・縮小しても判別しやすく、単色・モノクロで印刷ができる（細かい装飾は避ける）
 - ・ 追加の文言（対象事業、認定日等）を追記できる
 - ・ （引き続き検討中であるが）義務・認定が判別できる

認定等

論点⑤ 認定等の表示

認定等の表示

対応案（続き）

- 認定マークを付することができる対象物の具体例については、その適正活用の観点も踏まえ、認定等の取消し等があった場合を想定して、
 - ・ 事業者において撤去、回収等が可能なもの（宣伝・広告用のペン、クリアファイル等、配布後に第三者により再利用・流通等がなされ、事業者による回収等が困難となるものは対象外）
 - ・ 予め年限が区切られて活用されるもの（対象年度・日時入りのパンフレット等）であることを、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。
- また、このような点を含め、当該表示を付することができる対象物として、次の①から⑥のとおりとして内閣府令において定め、それぞれの具体例について、次のとおりガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

内閣府令	ガイドライン（具体例）
① 認定等事業の用に供する物品	認定等事業のサービス提供時に着用する制服 等
② 認定等事業の広告	認定等事業の案内パンフレット、受講生・児童等の募集案内、メディア広告 等（対象年度・日時等を記載）
③ 認定等事業の取引等に関する書類又は通信	認定等事業に関する契約書、認定等事業に携わる社員の名刺、電子メール 等
④ 認定等事業を行う事業所	認定等事業を行う事業所の受付、玄関ホール、看板、のぼり旗、扉 等
⑤ 認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報	認定等事業のウェブサイト 等
⑥ 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書	求人広告、ハローワークの求人票 等

- ※ なお、名刺については、
- ・ 名刺を受け取った者から第三者に渡されるケースが多く想定されないこと、
 - ・ 取消し等があった場合には、名刺に記載の連絡先に問い合わせができることなどから、当該表示を付することができる対象物として認める。
- また、その場合、認定等事業に携わる社員の場合のみ認定マークを活用可能とする。